

都道府県特認基準の追加・変更

目 次

宮城県		P 1
茨城県		P 4
群馬県		P 9
千葉県		P 17
長野県		P 21
静岡県		P 34
滋賀県		P 46
京都府		P 52
兵庫県		P 55
岡山県		P 59
広島県		P 62
佐賀県		P 68
熊本県		P 71

平成 22 年 6 月 28 日

農林水産省

(参考様式第1号)

農 村 第 1 7 4 号
平成22年6月10日

農林水産省農村振興局長 殿
(東北農政局長経由)

宮城県知事 村井 嘉浩



宮城県における特認基準の変更について（提出）

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知）の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1 特認基準

これまで、8法地域外で地理的に接しない農地、農林統計上の中山間地域に該当していない地域を事業の対象とするため、国のガイドラインに加え県独自に一部の要件を緩和していたが、第3期対策では農林統計上の中山間地域の見直しに伴い、現在活動中の地域がすべて国のガイドラインの対象地域に含まれることから、宮県の特認基準については国のガイドラインと同じとする。

宮城県知事が指定する特認の事項（県特認基準）（案）

1 〔対象地域〕

（1）8法地域内

8法地域内には、特認地域を設けない

（2）8法地域外

* 8法地域外については、a, b, c いずれかの要件を満たす農用地であること。

a 8法地域に地理的に接する農用地

b 農林統計上の中山間地域（旧市町村）

c 既成市街地等に該当せず、次のア～ウに該当する地域旧市町村

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ D I D地区からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率（平成12年～17年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

2 〔農地の基準〕

* 次のいずれかの要件を満たす農用地であること

（1）傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）

（2）自然条件により小区画・不整形な水田

（3）草地比率が高い（70%以上）地域の草地

（4）高齢化率・耕作放棄率の高い農地

宮 城 県 「 特 認 基 準 」 新 旧 対 照 表

変 更 後 (新 対 策)	変 更 前 (旧 対 策)
宮城県知事が指定する特認の事項 (県特認基準) 1 〔対象地域〕 (1) 8 法地域内 (2) 8 法地域外 8 法地域内には、特認地域を設けない 8 法地域外については、a, b, c いずれかの要件を満たす農用地であること。 a 8 法地域に地理的に接する農用地 b 農林統計上の中山間地域 (旧市町村) c 既成市街地等に該当せず、次のア～ウに該当する地域旧市町村 【削除】 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I D 地区からの距離が30分以上 ウ 人口の減少率 (平成12年～17年) が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km2未満であること 【削除】	宮城県知事が指定する特認の事項 (県特認基準) 1 〔対象地域〕 (1) 8 法地域内 (2) 8 法地域外 8 法地域内には、特認地域を設けない 8 法地域外については、a, b, c いずれかの要件を満たす農用地であること。 a 8 法地域に地理的に接する農用地 b 農林統計上の中山間地域 (旧市町村) c 既成市街地等に該当せず、次の1) 又は2) に該当する地域旧市町村 1) 8 法指定地域に接し、次のア～ウまでの要件のすべてを満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ 該当地域にD I D 地区なし ウ 人口の減少率 (平成7年～12年) が3.5%以上、人口密度150人/km2未満、市町村財政力指数が0.42以下、又は耕作放棄率が8法指定地域同等以上 (5.7%以上) 何れかの地域 2) 8 法指定地域に接せず、次のア～ウまでの要件のすべてを満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I D からの距離が30分以上 ウ 人口の減少率 (平成7年～12年) が3.5%以上、かつ人口密度150人/km2未満 2 〔農地の基準〕 * 次のいずれかの要件を満たす農用地であること (1) 通常基準によるもの ① 傾斜度が田1/20以上、畑・草地で15度以上 ② 自然条件により小区画・不整形な水田 (2) 地域選択により指定される農用地 ① 傾斜度が田で1/100以上1/20未満、畑・草地で8度以上15度未満 a 急傾斜農用地と流域で連担している場合 ※ 「流域」とは「上流域及び下流域」のこと b 緩傾斜農用地という条件に農業生産条件の不利性が加わる場合 ・ 高齢化率 : 30%以上 ・ 耕作放棄率 : 田5%以上、畑10%以上 ② 農林業従事者の高齢化率が高く、かつ耕作放棄率の高い農用地 ・ 高齢化率 : 40%以上 ・ 耕作放棄率 : 田8%以上、畑15%以上 【新設】 【新設】
2 〔農地の基準〕 * 次のいずれかの要件を満たす農用地であること (1) 傾斜農用地 (田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上) 【削除】 (2) 自然条件により小区画・不整形な田 【削除】 (3) 草地比率が高い (70%以上) 地域の草地 (4) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	

(参考様式第1号)



農 環 第 155 号
平成22年6月18日

農林水産省農村振興局長 殿
(地方農政局長経由)

茨城県知事 橋 本 昌



茨城県における特認基準の変更について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1. 特認基準

1) 特認の必要性

本県は、8法指定地域以外においても、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、産業活動の停滞、財政基盤の脆弱性など地域振興を図る上で、大きな課題を抱えている県北西部地域において、8法同等の条件不利性が認められることから、県特認基準を設定する必要がある。

2) 特認基準

(1) 対象地域

県北西部地域(北茨城市、高萩市、日立市(旧十王町及び中里地区に限る。)、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、笠間市、岩瀬町)のうち、法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、次のアからウまでの要件を満たす地域

ア 農林業従事者割合が15%以上又は農林地率が75%以上

イ DIDを含まない地域

ウ 若年者比率が17%未満

【特認地域】

次の市町のうちカッコ内の(旧)町村とする。

北茨城市 (旧磯原町, 旧関南村)

常陸太田市 (旧磯初村, 旧世矢村, 旧西小沢村, 旧幸久村, 旧佐竹村, 旧佐都村)

常陸大宮市 (旧大賀村, 旧世喜村, 旧上野村, 旧静村, 旧塩田村, 旧玉川村)

笠間市 (旧大池田村, 旧北山内村, 旧南山内村, 旧西山内村)

桜川市 (旧岩瀬町, 旧北那珂村, 旧東那珂村)

城里町 (旧石塚町, 旧小松村, 旧西郷村, 旧坪村, 旧岩船村, 旧沢山村)

(注) (旧)は、昭和25年2月1日当時の市町村



(2) 対象農用地

次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。

- ア 傾斜農用地（田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上）
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 草地率が高い（70%以上）地域の草地
- エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

3) 特認基準を設定する理由

(1) 対象地域

- ア 茨城県では、県北西部地域を対象に、従来から県単独事業により中山間地域対策として、農業振興や地域活性化を図るための事業を実施しており、現時点においてもその方針は変わりなく、事業の展開を図っているところである。
- イ また、県北西部地域の条件不利性が平成 17 年検討当時と比べても、高齢化率、耕作放棄地率において拡大している。

(高齢化率)

	県北西部地域	茨城県	格差
平成 17 年検討当時	38.8%	33.7%	5.1 ポイント
平成 22 年検討現在	43.3%	37.6%	5.7 ポイント

平成 17 年度農林業センサスより 農業従事者ベース

(耕作放棄地率)

	県北西部地域	茨城県	格差
平成 17 年検討当時	14.5%	7.9%	6.6 ポイント
平成 22 年検討現在	17.4%	9.4%	8.0 ポイント

平成 17 年度農林業センサスより

耕作放棄地面積には土地持ち非農家を含まず。

- ウ 今回、対象地域の要件において、「農林業従事者割合」を 20% から 15% に変更する理由については、県全体の農林業従事者割合が平成 17 年検討当時と比べ大きく減少 (13.5% → 9.2%) したためで、また、「若年者率」を 19% から 17% に変更する理由についても、同様に、県全体の若年者率が平成 17 年検討当時と比べ減少 (20.1% → 17.4%) したためである。

(2) 対象農地

高齢化の進行により、耕作放棄地の発生を防止する必要があること。
土砂流出、洪水防止機能等の国土保全機能が高い農地であること。

2. 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 別紙のとおり

(新旧対照表)

第 2 期 対 策	第 3 期 対 策 (案)
1 特認基準 (1) 対象地域 県北西部地域(北茨城市, 高萩市, 日立市(旧十王町及び中里地区), 常陸太田市, 常陸大宮市, 城里町, 大子町, 笠間市, 岩瀬町)のうち, 法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き, <u>下記のアからウまでの要件を満たす地域</u> ア 農林業従事者割合が20%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が19%未満 【特認地域】 北茨城市 (旧磯原町, 旧関南村) 常陸太田市 (旧機初村, 旧世矢村, 旧西小沢村, 旧幸久村, 旧佐竹村, 旧佐都村) 常陸大宮市 (旧大宮町, 旧大宮町, 旧大賀村, 旧世喜村, 旧上野村, 旧静村, 旧塩田村, 旧玉川村)) 笠間市 (旧大池田村, 旧北山内村, 旧南山内村, 旧西山内村) 岩瀬町 (旧岩瀬町, 旧北那珂村, 旧東那珂村) 城里町 (旧常北町, 旧石塚町, 旧小松村, 旧西郷村)) 〃 (旧桂村, 旧坪村, 旧岩船村, 旧沢山村)) (注)旧は, 昭和25年2月1日現在の市町村 (2) 対象農用地 次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 傾斜農用地(田 1/100 以上, 畑, 草地及び採草放牧地8度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 草地率が高い(70%以上)地域の草地 エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地	1 特認基準 (1) 対象地域 県北西部地域(北茨城市, 高萩市, 日立市(旧十王町及び中里地区), 常陸太田市, 常陸大宮市, 城里町, 大子町, 笠間市, <u>桜川市</u>)のうち, 法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き, <u>次のアからウまでの要件を満たす地域</u> ア 農林業従事者割合が<u>15%以上</u>又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が<u>17%未満</u> 【特認地域】 <u>次の市町のうちカッコ内の旧市町村とする。</u> 北茨城市 (旧磯原町, 旧関南村) 常陸太田市 (旧機初村, 旧世矢村, 旧西小沢村, 旧幸久村, 旧佐竹村, 旧佐都村) 常陸大宮市 (旧大賀村, 旧世喜村, 旧上野村, 旧静村, 旧塩田村, 旧玉川村) 笠間市 (旧大池田村, 旧北山内村, 旧南山内村, 旧西山内村) 桜川市 (旧岩瀬町, 旧北那珂村, 旧東那珂村) 城里町 (旧石塚町, 旧小松村, 旧西郷村, 旧坪村, 旧岩船村, 旧沢山村) (注)旧は, 昭和25年2月1日当時の市町村 (2) 対象農用地 次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 傾斜農用地(田 1/100 以上, 畑, 草地及び採草放牧地8度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 草地率が高い(70%以上)地域の草地 エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地

下一夕整理表

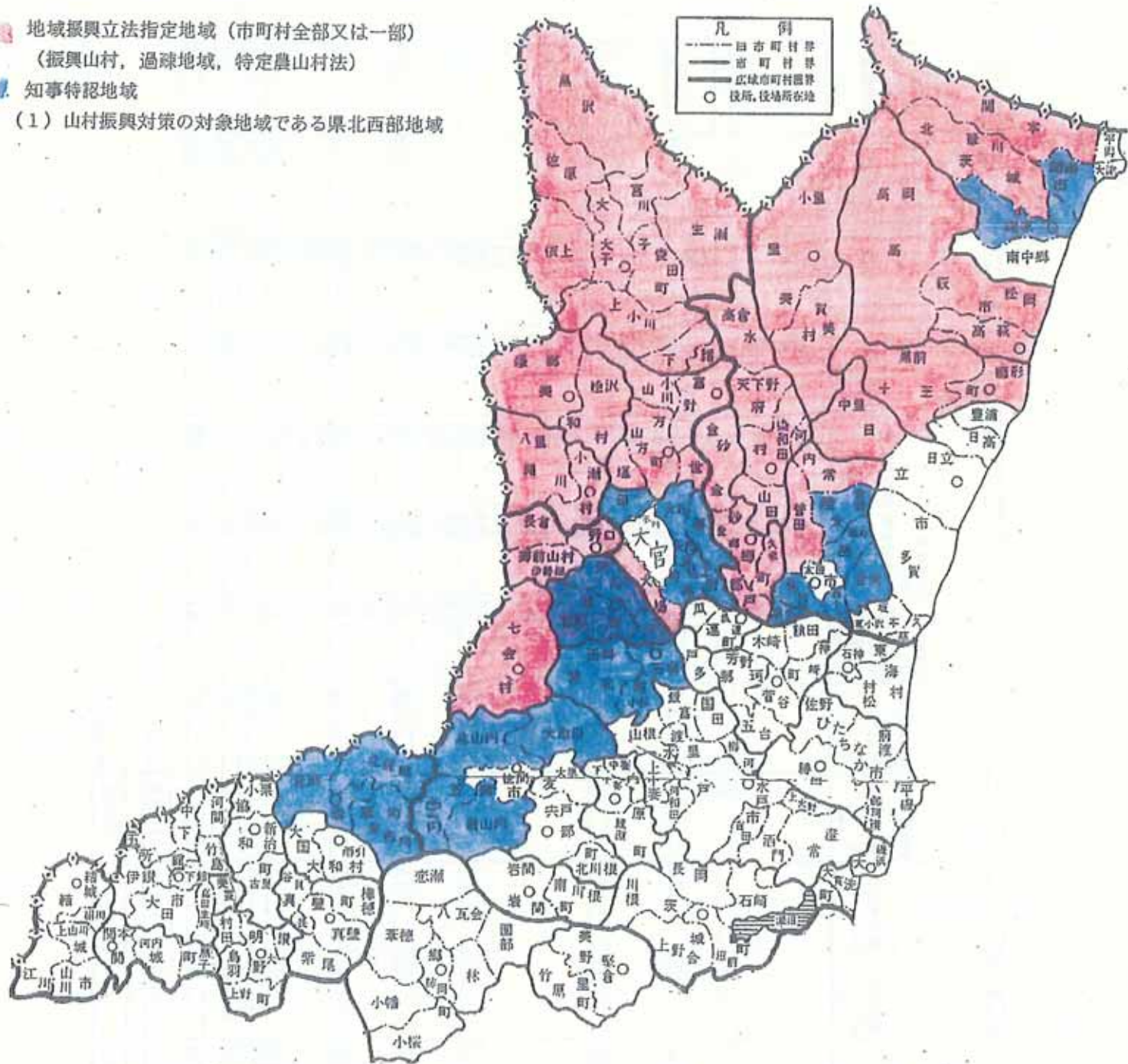
項 目 別		参 考 項 目										
農林業従事者割合 H17 (%)	同左前回値 H12 (%)	農林地率 H17 (%)	同左前回値 H12 (%)	若年者率 H17 (総人口ベース) (%)	同左前回値 H12 (総人口ベース) (%)	若年者率 H17 (農業従事者ベース、販売農家) (%)	同左前回値 H12 (総農家) (%)	耕作放棄率 H17 (%)	同左前回値 H12 (%)	1戸当たり生産農業所得 H18 (生産農業所得統計) (千円)	同左前回値 H15 (千円)	
磯初世矢	15.8	-	-	69.0	-	6.0	45.6	14.4	-	-	-	
西小沢	8.1	12.1	75.7	77.0	15.4	17.2	9.7	37.4	16.1	13.2	-	
幸久						9.4	36.3	19.1	8.5	-	-	
佐竹						10.1	36.9	14.2	11.3	51.4	64.7	
佐都						9.6	35.7	18.4	15.8	-	-	
旧常陸太田市(旧大田町を除く)						8.1	37.1	14.9	13.2	-	-	
磯原						7.9	32.6	12.5	9.4	-	-	
関南						6.2	36.3	17.5	13.6	-	-	
北茨城市						7.9	36.4	14.8	12.2	64.2	72.3	
大池田	17.5	23.2	71.7	73.1	16.5	18.5	6.1	48.4	17.4	12.4	-	
北山内						3.1	46.8	19.3	14.0	-	-	
南山内						6.6	44.3	16.9	12.4	-	-	
西山内						6.2	43.7	11.9	7.9	-	-	
笠間市(旧笠間市)						3.8	50.4	9.7	8.2	-	-	
大宮(H20から都市的地域に分類)						5.1	49.3	24.5	23.6	-	-	
大賀						5.2	46.4	26.7	24.9	-	-	
世喜						4.9	47.6	18.4	13.4	-	-	
上野						9.4	37.9	7.8	6.5	-	-	
静						7.6	35.7	3.2	4.3	-	-	
塩田						7.2	35.6	31.7	10.2	5.9	-	
玉川						8.2	36.5	6.7	5.6	11.60	10.85	
旧大宮町	15.8	26.4	58.4	60.7	16.4	17.6	5.0	48.6	15.8	11.0	-	
岩瀬						6.8	44.6	18.3	10.0	-	-	
北那珂						7.0	43.2	24.8	22.3	-	-	
東那珂	17.3	25.0	71.0	71.6	15.6	17.8	6.4	45.0	19.9	65.7	97.2	
櫻川市(旧岩瀬町)						5.2	45.4	4.1	2.5	-	-	
石塚						5.9	45.2	15.0	13.6	-	-	
小松						6.0	49.3	4.0	7.7	-	-	
西郷						5.7	46.2	10.0	8.0	65.7	82.0	
城里町(旧常北町)	15.7	25.2	70.4	72.1	15.6	16.8	6.6	42.8	14.3	51.9	75.4	
環										-	-	
岩船										-	-	
沢山										-	-	
城里町(特村)	27.0	40.5	71.6	71.6	14.7	15.8				-	-	
特認地域平均	14.6	21.5	70.6	76.0	15.8	17.2				-	-	
法指定地域平均	17.4	29.6	82.6	80.6	14.3	15.6	6.0	45.3	41.0	64.2	93.1	
県平均	9.2	13.5	59.9	61.0	17.4	20.1	6.7	37.6	33.7	9.4	154.0	
知事特認基準(現行)	20%以上	または	75%以上	かつ	19%未満	かつDIDでない						
知事特認基準(第三期対象案)	15%以上	または	"	かつ	17%未満	かつDIDでない						

「中山間地域等直接支払事業の対象地域」 (茨城県)

1. 地域振興立法指定地域（市町村全部又は一部）
（振興山村，過疎地域，特定農山村法）

2. 知事特認地域

(1) 山村振興対策の対象地域である県北西部地域



(参考様式第1号)



農整第 30191-2 号
平成 22 年 5 月 31 日

農林水産省農村振興局長 殿
(関東農政局長経由)

群馬県知事 大澤 正明



群馬県における特認基準の変更について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領運用 (平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号構造改善局長通知) の第 3 の 12 の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準 別紙 1 のとおり
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ 別紙 2, 3 のとおり
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 別紙 2, 3 のとおり



群馬県中山間地域等直接支払制度特認基準（案）

第 1 目的

中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）は、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知、平成 22 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2146 号農林水産事務次官依命通知以下「交付金要領」という。）に基づいて実施するものである。

群馬県中山間地域の実態に応じて、真に支援が必要な農用地全体に交付金を交付して中山間地域全体の振興を図るために、交付金要領第 4 の 1（9）に規定する「特認地域」の対象とする地域及び農用地の指定に係る基準（以下「県特認基準」という。）を設定する。

第 2 対象地域

平成 22 年 4 月 1 日現在において交付金要領第 4 の 1（1）、同（2）及び同（3）に該当する地域（以下、「3 法地域」という。）以外にあっては、次のいずれかに該当する地域とする。なお、D I D（人口集中地区）は除く。

- 1 農林統計上の中山間地域。地域区分は旧市町村単位とする。
- 2 農林統計上の中山間地域でない地域にあっては、次に掲げる（A）又は（B）の地域。地域区分は旧市町村単位又は農業集落単位とする。
 - （A）3 法地域に地理的に接する農用地がある地域にあっては、次の（C）に示す要件の内、1 以上の要件を満たす地域。但し、農業地域類型区分が「都市的地域」を除く。
 - （B）（A）以外の地域で、平成 12 年度から平成 21 年度において中山間地域等直接支払協定を締結している農用地がある地域は、次の（C）に示す要件の内、2 以上の要件を満たす地域とする。
 - （C）（A）又は（B）の地域における農業生産条件の不利性を示す要件は、以下のとおりとする。
 - ア 農業従事者割合が県平均（6.0%）以上
 - イ 農業従事者高齢化率が県平均（42.5%）以上
 - ウ 耕作放棄地率が県平均（20.9%）以上

第 3 対象農用地

第 2 の地域内における交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、対象地域内に存する農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に定める農用地区域をいう。）内に存する一団の農用地（1 ha 以上の面積を有するものに限る。）であって、次に掲げるいずれかの基準を満たす農用地とする。

- 1 急傾斜農用地
- 2 自然条件により小区画・不整形な田

第4 各要件の算出方法及び用語の定義

- 1 第2の1の「農林統計上の中山間地域」とは、「農林統計に用いる地域区分」の改訂について(平成20年6月16日付け20統計第188号大臣官房統計部長)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。
- 2 第2の1及び第2の2の「旧市町村」とは、平成17年2月1日現在の市町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在での市町村をいう。
- 3 第2の2の「農業集落」とは、2005年世界農林業センサスの地域区分とする。
- 4 第2の2(A)の「3法地域に地理的に接する農用地」は、3法地域の境界に接する1団の農用地のことをいう。なお、道路、水路、河川等線的な施設等を介して3法地域に接する場合も含む。
- 5 第2の2(C)アの「農業従事者割合」は次式により算出する。
$$\frac{(\text{当該旧市町村(農業集落)の区域に係る農業従事者数})}{(\text{当該旧市町村(農業集落)の区域に係る15歳以上の人口}) \times 100\%}$$

農業従事者数:「2005年世界農林業センサス」のデータとする。
15歳以上の人口:「平成17年国勢調査」のデータとする。
- 6 第2の2(C)イの「農業従事者高齢化率」は次式により算出する。
$$\frac{(\text{当該旧市町村(農業集落)の区域に係る65歳以上の農業従事者数})}{(\text{当該旧市町村(農業集落)の区域に係る農業従事者数}) \times 100\%}$$

農業従事者数:「2005年世界農林業センサス」のデータとする。
- 7 第2の2(C)ウの「耕作放棄地率」は次式により算出する。
$$\frac{(\text{当該旧市町村(農業集落)の区域に係る耕作放棄地面積})}{(\text{当該旧市町村(農業集落)の区域に係る経営耕地面積} + \text{当該旧市町村(農業集落)の区域に係る耕作放棄地面積}) \times 100\%}$$

耕作放棄地面積及び経営耕地面積:「2005年世界農林業センサス」のデータとする。
- 8 第3の1の「急傾斜農用地」とは、交付金要領第4の2(1)に規定する農用地をいう。
- 9 第3の2の「自然条件により小区画・不整形な田」とは、交付金要領第4の2(2)に規定する農用地をいう。

附則

- 1 この基準は、平成22年〇月〇日から施行する。

10 群馬県

↓農業地域類型(1次分類)1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間

市町村及び旧市町村 ※2005年世界農林業センサス		第1次分類	3法指定該当			特認基準 「1」 旧市町村 単位で中 山間農業 地域	特認基準「2」に関して			
コード	名称		過疎 法 H22.4	山村 振興 法	特定 農山 村法		A地域		B地域	検討 対象 AかB に該当 あり
							①旧市町村単位で平地農業	①の内、3法指定地域に地理的に接する農用地がある	直払1.2期対策実施協定がある地域	基準「2」による対象
201-00	前橋市						-	-	-	
201-01	前橋市	1					-	-	-	
201-02	上川瀬村	1					-	-	-	
201-03	下川瀬村	2					平地	-	-	
201-04	南橋村	1					-	-	-	
201-05	芳賀村	2					平地	-	-	
201-06	桂萱村	1					-	-	-	
201-07	東村	1					-	-	-	
201-08	元総社村	1					-	-	-	
201-09	総社町	1					-	-	-	
201-10	清里村	2					平地	-	-	
201-11	新高尾村2-2	1					-	-	-	
201-12	木瀬村	1					-	-	-	
201-13	上陽村2-2	1					-	-	-	
201-14	荒砥村	2					平地	-	-	
201-15	大胡町	2					平地	-	-	
201-16	宮城村	3				○	-	-	-	
201-17	粕川村	2					平地	-	-	
202-00	高崎市									
202-01	高崎市	1					-	-	-	
202-02	六郷村	1					-	-	-	
202-03	新高尾村2-1	1					-	-	-	
202-04	中川村	1					-	-	-	
202-05	八幡村(碓氷郡)	1					-	-	-	
202-06	豊岡村	1					-	-	-	
202-07	長野村	1					-	-	-	
202-08	大類村	1					-	-	-	
202-09	八幡村(多野郡)	1					-	-	-	
202-10	岩鼻村	1					-	-	-	
202-11	倉賀野町	1					-	-	-	
202-12	京ヶ島村	1					-	-	-	
202-13	滝川村2-1	1					-	-	-	
203-00	桐生市									
203-01	桐生市	1					-	-	-	
203-02	梅田村	4		●		○	-	-	-	
203-03	川内村2-1	3				○	-	-	-	
203-04	相生村	1					-	-	-	
203-05	菱村	4				○	-	-	-	
203-06	飛駒村2-2	4		●		○	-	-	-	
204-00	伊勢崎市									
204-01	伊勢崎市	1					-	-	-	
204-02	三郷村	1					-	-	-	
204-03	宮郷村	1					-	-	-	
204-04	名和村	1					-	-	-	
204-05	豊受村	1					-	-	-	
204-06	赤堀町	2					平地	-	-	
204-07	東村	2					平地	-	-	
204-08	境町	1					-	-	-	
204-09	采女村	2					平地	-	-	
204-10	剛志村	2					平地	-	-	
204-11	島村	2					平地	-	-	
204-12	世良田村2-1	1					-	-	-	
205-00	太田市									
205-01	太田市	1					-	-	-	
205-02	強戸村	2					平地	-	-	
205-03	休泊村	1					-	-	-	
205-04	矢場川村2-1	1					-	-	-	
205-05	宝泉村	1					-	-	-	
205-06	毛里田村	1					-	-	-	
206-00	沼田市									
206-01	沼田町	1					-	-	-	
206-02	利南村	1					-	-	-	
206-03	池田村	3		●	●	○	-	-	-	
206-04	薄根村	2					平地	古馬牧村、池田村	I, II(宇楚井ほか)	A,B ○
206-05	川田村	3				○	-	-	-	
207-00	館林市									
207-01	館林町	1					-	-	-	
207-02	郷谷村	1					-	-	-	

旧市町村別農業地域類型一覧（H20.6改訂）による、3法指定地域と特認検討地域一覧表

別紙2

H22.4現在

10 群馬県

↓農業地域類型(1次分類)1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間

市町村及び旧市町村 ※2005年世界農林業センサス		第1次分類	3法指定該当			特認基準「1」 旧市町村単位で中山間農業地域	特認基準「2」に関して				
			過疎法 H22.4	山村振興法	特定農山村法		A地域		B地域	検討対象AかBに該当あり	基準「2」による対象
コード	名称						①旧市町村単位で平地農業	①の内、3法指定地域に地理的に接する農用地がある	直払1.2期対策実施協定がある地域		
207-03	大島村	2					平地				
207-04	赤羽村	2					平地				
207-05	六郷村	1					-	-	-		
207-06	三野谷村	2					平地				
207-07	多々良村	1					-	-	-		
207-08	渡瀬村	1					-	-	-		
208-00	渋川市										
208-01	渋川町	1					-	-	-		
208-02	金島村	1					-	-	-		
208-03	古巻村	1					-	-	-		
208-04	豊秋村	1					-	-	-		
209-00	藤岡市										
209-01	藤岡町	1					-	-	-		
209-02	神流村	1					-	-	-		
209-03	小野村	1					-	-	-		
209-04	美土里村	1					-	-	-		
209-05	美九里村	2					平地				
209-06	平井村	2					平地	日野村		A	○
209-07	日野村	4		●	●	○	-	-			
210-00	富岡市										
210-01	富岡町	1					-	-			
210-02	黒岩村	2					平地		Ⅱ(上黒岩打越ほか)	B	○
210-03	一ノ宮町	1					-	-	-		
210-04	高瀬村	1					-	-	-		
210-05	額部村	3				○	-	-	-		
210-06	小野村	2					平地		I, Ⅱ(蔵一之坂ほか)	B	○
210-07	吉田村	2					平地				
210-08	福島町2-2	1					-	-	-		
210-09	丹生村	3			●	○	-	-	-		
211-00	安中市										
211-01	安中町	1					-	-	-		
211-02	原市町	1					-	-	-		
211-03	磯部町	2					平地	西横野村		A	○
211-04	東横野村	2					平地	高田村、西横野村		A	○
211-05	岩野谷村	2					平地				
211-06	板鼻町	1					-	-	-		
211-07	秋間村	3				○	-	-	-		
211-08	後閑村	3			●	○	-	-	-		
301-00	北橋村	2					平地				
302-00	赤城村										
302-01	敷島村	3				○	-	-	-		
302-02	横野村	2					平地				
303-00	富士見村	3				○	-	-	-		
307-00	新里村	2					平地				
308-00	黒保根村	4	●	●	●	○	-	-	-		
309-00	東村	4	●		●	○	-	-	-		
321-00	榛名町										
321-01	室田町	3				○	-	-	-		
321-02	里見村	3				○	-	-	-		
321-03	久留馬村	2					平地		I, Ⅱ(高浜向原ほか)	B	○
322-00	倉渕村										
322-01	倉田村	3	●		●	○	-	-	-		
322-02	烏渕村	4	●	●	●	○	-	-	-		
323-00	箕郷町										
323-01	箕輪町	1					-	-	I, Ⅱ(松之沢ほか)	B	○
323-02	車郷村	3				○	-	-	-		
323-03	相馬村2-2	2					平地		I, Ⅱ(柏木沢)	B	○
323-04	上郊村2-2	1					-	-	-		
324-00	群馬町										
324-01	金古町	1					-	-	-		
324-02	国府村	2					平地				
324-03	堤ヶ岡村	1					-	-	-		
324-04	上郊村2-1	2					平地				
341-00	子持村										
341-01	長尾村	2					平地	小野上村	I, Ⅱ(仲子沢)	A,B	○
341-02	白郷井村	3				○	-	-	-		
342-00	小野上村	3		●	●	○	-	-	-		
343-00	伊香保町	3			●	○	-	-	-		

10 群馬県

↓農業地域類型(1次分類)1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間

市町村及び旧市町村 ※2005年世界農業センサス		第1次分類	3法指定該当			特認基準「1」 旧市町村単位で中山間農業地域	特認基準「2」に関して			
コード	名称		過疎法 H22.4	山村振興法	特定農山村法		A地域		B地域	検討対象 AかBに該当あり
							①旧市町村単位で平地農業	①の内、3法指定地域に地理的に接する農用地がある	直弘1.2期対策実施協定がある地域	
344-00	榛東村									
344-01	桃井村	2					平地			
344-02	相馬村2-1	3				○	-	-	-	
345-00	吉岡町									
345-01	明治村	1					-	-	-	
345-02	駒寄村	1					-	-	-	
361-00	新町	1					-	-	-	
362-00	鬼石町									
362-01	鬼石町	1	●		●		-	-	-	
362-02	三波川村	4	●	●	●	○	-	-	-	
362-03	美原村	3	●		●	○	-	-	-	
363-00	吉井町									
363-01	吉井町	1					-	-	-	
363-02	多胡村	3				○	-	-	-	
363-03	入野村	2					平地			
363-04	岩平村	3			●	○	-	-	-	
366-00	上野村	4	●	●	●	○	-	-	-	
367-00	神流町		-	-	-					
367-01	万場町	4	●	●	●	○	-	-	-	
367-02	中里村	4	●	●	●	○	-	-	-	
381-00	妙義町		-	-	-					
381-01	高田村	2			●		-	-	-	
381-02	妙義町	3			●	○	-	-	-	
382-00	下仁田町									
382-01	下仁田町	4	●		●	○	-	-	-	
382-02	馬山村	3	●		●	○	-	-	-	
382-03	小坂村	4	●	●	●	○	-	-	-	
382-04	西牧村	4	●	●	●	○	-	-	-	
382-05	青倉村	4	●		●	○	-	-	-	
383-00	南牧村									
383-01	月形村	4	●	●	●	○	-	-	-	
383-02	尾沢村	4	●	●	●	○	-	-	-	
383-03	磐戸村	4	●		●	○	-	-	-	
384-00	甘楽町									
384-01	小幡町	2					平地		I(永州)	B ○
384-02	秋畑村	3				○	-	-	-	
384-03	新屋村	2					平地		I, II(田口)	B ○
384-04	福島町2-1	1					-	-	-	
401-00	松井田町									
401-01	松井田町	1			●		-	-	-	
401-02	臼井町	4			●	○	-	-	-	
401-03	坂本町	4		●	●	○	-	-	-	
401-04	西横野村	2			●		-	-	-	
401-05	九十九村	2			●		-	-	-	
401-06	細野村	3		●	●	○	-	-	-	
421-00	中之条町									
421-01	中之条町	1			●		-	-	-	
421-02	沢田村	4		●	●	○	-	-	-	
421-03	伊参村	3			●	○	-	-	-	
421-04	名久田村	3			●	○	-	-	-	
422-00	東村	3	●	●		○	-	-	-	
423-00	吾妻町									
423-01	原町	3	●		●	○	-	-	-	
423-02	太田村	3	●		●	○	-	-	-	
423-03	岩島村	3	●	●	●	○	-	-	-	
423-04	坂上村	3	●	●	●	○	-	-	-	
424-00	長野原町	3		●	●	○	-	-	-	
425-00	嬭恋村	3	●	●		○	-	-	-	
426-00	草津町	3				○	-	-	-	
427-00	六合村	4	●	●	●	○	-	-	-	
428-00	高山村	3		●	●	○	-	-	-	
441-00	白沢村	3				○	-	-	-	
442-00	利根村									
442-01	東村	4	●	●	●	○	-	-	-	
442-02	赤城根村	4	●	●	●	○	-	-	-	
443-00	片品村	4	●	●	●	○	-	-	-	
444-00	川場村	4		●	●	○	-	-	-	
445-00	月夜野町									

旧市町村別農業地域類型一覧（H20.6改訂）による、3法指定地域と特認検討地域一覧表

別紙2

H22.4現在

10 群馬県

↓農業地域類型(1次分類)1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間

市町村及び旧市町村 ※2005年世界農林業センサス		第1次分類	3法指定該当			特認基準「1」 旧市町村単位で中山間農業地域	特認基準「2」に関して				
コード	名称		過疎法 H22.4	山村振興法	特定農山村法		A地域		B地域 直払1.2期 対策実施協定がある地域	検討対象 AかBに該当あり	基準「2」による対象
							①旧市町村単位で平地農業	①の内、3法指定地域に地理的に接する農用地がある			
445-01	古馬牧村	3	●		●	○	-	-	-		
445-02	桃野村	3	●		●	○	-	-	-		
446-00	水上町	4	●	●	●	○	-	-	-		
447-00	新治村	3	●	●	●	○	-	-	-		
448-00	昭和村										
448-01	久呂保村	2					平地				
448-02	糸之瀬村	2					平地	赤城根村		A	○
464-00	玉村町										
464-01	玉村町	1					-	-	-		
464-02	芝根村	1					-	-	-		
464-03	上陽村2-1	2					平地				
464-04	滝川村2-2	1					-	-	-		
481-00	尾島町										
481-01	尾島町	2					平地				
481-02	世良田村2-2	2					平地				
482-00	新田町										
482-01	木崎町	2					平地				
482-02	生品村	2					平地				
482-03	綿打村	2					平地				
483-00	薮塚本町	2					平地				
484-00	笠懸町	2					平地				
501-00	大間々町										
501-01	大間々町	1					-	-	-		
501-02	福岡村	4		●		○	-	-	-		
501-03	川内村2-2	3				○	-	-	-		
501-04	黒保根村2-2	3				○	-	-	-		
521-00	板倉町										
521-01	伊奈良村	2					平地				
521-02	西谷田村	2					平地				
521-03	海老瀬村	2					平地				
521-04	大箇野村	2					平地				
522-00	明和町										
522-01	梅島村	2					平地				
522-02	千江田村	2					平地				
522-03	佐貫村	2					平地				
523-00	千代田町										
523-01	富永村	2					平地				
523-02	永楽村	2					平地				
524-00	大泉町										
524-01	小泉町	1					-	-	-		
524-02	大川村	1					-	-	-		
525-00	邑楽町										
525-01	中野村	1					-	-	-		
525-02	高島村	2					平地				
525-03	長柄村	2					平地				

○:3法該当済み
○:特認対象地域

群馬県中山間地域等直接支払特認基準における対象地域【Ⅲ期対策】における基準該当性検討一覧表（条件不利性を示すデータ）

群馬県中山間地域等回遊農林業振興基金交付金交付事業（中山間地域等回遊農林業振興基金）										群馬県中山間地域等回遊農林業振興基金交付金交付事業（中山間地域等回遊農林業振興基金）										群馬県中山間地域等回遊農林業振興基金交付金交付事業（中山間地域等回遊農林業振興基金）									
市町村及び旧市町村		農業地域類型		基準（1）の該当性		検討地域				要件ア		要件イ		要件ウ		判定		特認地域判定		市町村及び旧市町村									
2005年世界農林業センサスにおける区分		（1次分類）		農業地域類型が旧市町村単位で中山間農業地域※3或いは4の場合○		A		B		(2)検討分けAかBに該当あり		農業従事者割合		農業従事者高齢化率		要件ウ		要件イ		要件ウ		市町村及び旧市町村							
市町村：H17.2.1現在 旧市町村：S25.2.1現在		1:都市的 2:平地 3:中間 4:山間		※3或いは4の場合○		①の内、②に該当すること		直轄I、II期 対策実施指定がある 地域 ※対象期（協定名）		AかBに該当あり		農業従事者数a 15歳以上人口b (累計及び平均値)		農業従事者高齢化率e=c/a %		耕作放棄地面積f (累計及び平均値)		耕作放棄地率f/e %		要件イ		要件ウ		市町村及び旧市町村					
コード		名称				①の内、②に該当すること		直轄I、II期 対策実施指定がある 地域 ※対象期（協定名）		AかBに該当あり		農業従事者数a 15歳以上人口b (累計及び平均値)		農業従事者高齢化率e=c/a %		耕作放棄地面積f (累計及び平均値)		耕作放棄地率f/e %		要件イ		要件ウ		市町村及び旧市町村					
201-00	前橋市	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前橋市					
201-16	宮城村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	宮城村					
203-00	桐生市	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	桐生市					
203-03	川内村2-1	4	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	川内村2-1					
203-05	菱村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	菱村					
206-00	沼田市	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	沼田市					
206-04	榑根村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	榑根村					
206-05	川田村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	川田村					
209-00	藤岡市	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	藤岡市					
209-06	平井村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平井村					
210-00	富岡市	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	富岡市					
210-02	黒岩村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	黒岩村					
210-05	館銀村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	館銀村					
210-06	小野村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小野村					
211-00	安中市	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安中市					
211-03	碓氷町	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	碓氷町					
211-04	東郷野村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東郷野村					
211-07	秋田村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	秋田村					
302-00	赤城村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	赤城村					
302-01	敷島村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	敷島村					
303-00	富士見村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	富士見村					
321-00	榛名町	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	榛名町					
321-01	碓氷町	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	碓氷町					
321-02	里見村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里見村					
321-03	久留馬村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	久留馬村					
323-00	箕輪町	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	箕輪町					
323-01	箕輪町	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	箕輪町					
323-02	草郷村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	草郷村					
323-03	相馬村2-2	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	相馬村2-2					
341-00	子持村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子持村					
341-01	長尾村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	長尾村					
341-02	白田井村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	白田井村					
344-00	榛東村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	榛東村					
344-02	相馬村2-1	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	相馬村2-1					
363-00	吉井町	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	吉井町					
363-02	多胡村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	多胡村					
384-00	甘楽町	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	甘楽町					
384-01	小幡町	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小幡町					
384-02	秋田村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	秋田村					
384-03	新屋村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新屋村					
426-00	草津町	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	草津町					
441-00	白沢村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	白沢村					
448-00	昭和村	2	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭和村					
448-02	糸之瀬村	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	糸之瀬村					
501-00	大間々町	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大間々町					
501-03	川内村2-2	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	川内村2-2					
501-04	黒保根村2-2	3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	黒保根村2-2					